

## 山口市が発注する建設工事の予定価格事前公表に関する要領

(趣旨)

第1条 山口市が行う入札事務の透明性の確保及び公正な競争の促進を図る事を目的とし、予定価格の事前公表を実施する。

(公表の対象)

第2条 山口市が発注する建設工事で予定価格の事前公表の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、競争入札による工事のうち、別に定める予定価格の事後公表の対象となる工事を除いたものとする。ただし、事前公表を行うことが適当でないと市長が認める工事についてはこの限りでない。

(公表の時期及び方法)

第3条 「予定価格及び入札書比較価格」は、一般競争入札及び公募型指名競争入札を行う場合は公告に、その他の指名競争入札を行う場合は入札執行通知書に記載して、公告し、又は指名業者に通知する。

2 閲覧は、第1項による公告又は通知をした日から、現場説明書により工事主管課において行うものとする。

(予定価格の作成)

第4条 予定価格は、山口市財務規則第108条に基づき作成するものとする。

(入札)

第5条 入札の回数は1回とする。

2 入札書比較価格を超える金額の入札は、無効とする。

3 落札者がいない場合は不調とし、指名競争入札の場合は指名業者を変更した上改めて入札に付すものとし、一般競争入札の場合は改めて公告の上入札に付す、若しくは指名競争入札に付すものとする。

(入札執行時の留意事項)

第6条 入札の執行にあたっては、以下について留意する。

(1) 入札執行室の掲示板に入札書比較価格を記載する。

(2) 入札執行者は、入札執行前に「入札回数は1回、入札書比較価格を上回る金額での入札は無効となるので注意する」旨を周知する。

(入札結果の公表)

第7条 対象工事の入札結果については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進

に関する法律に伴う情報の公表に関する要綱」に基づき公表する。

附 則

この要領は平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。